

装事艦第 3 5 6 号
2 7 . 1 0 . 1

調 達 総 括 官
艦 船 調 達 官 殿
各 地 方 防 衛 局 長

防衛装備庁調達事業部長
(公 印 省 略)

防衛省職員の建造艦船への乗艦手続について (通知)

標記について、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房長、海上幕僚長、長官官房審議官、調達管理部長

防衛省職員の建造艦船への乗艦手続

1 目的

この手続は、建造中の艦船において、中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）で指名された職員及びぎ装員に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第25号）等で指名された職員以外の防衛省に勤務する職員（以下「防衛省職員」という。）の乗艦について、必要な手続事項を定め、もって、建造中艦船の適切な品質管理、工程管理等を図ることを目的とする。

2 用語の意義

この手続において用いる用語の意義は、次の各号によるものとする。

- (1) 立入禁止区域 秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について（装装制第686号。27. 10. 1）の対象となる艦内区域をいう。
- (2) 係留中等 建造艦船が係留岸壁、ドック内又は船台上等にある状態をいう。
- (3) 海上公試 建造造船所が契約の履行に伴い、洋上での行動を必要とする各種性能試験を行う状態及びそのために必要な係留状態をいう。

3 乗艦手続を必要とする者の区分

乗艦の手続を必要とする者は、次のとおりとする。

- (1) 防衛省所管旅費取扱規則の別表第3で示された行政職（一）9級以上又はこれに対応する各俸給表の職務の級以上の防衛省職員
- (2) 防衛装備庁に勤務する防衛省職員
- (3) 前号以外の防衛省職員

4 手続

前項の者が乗艦する場合は、建造造船所に日程等の確認を行った後、次の各号に掲げる手続をとるものとする。

- (1) 前項第1号及び第3号に関する手続については、別途定める。
- (2) 前項第2号に規定する者については、別記様式を原則として乗艦しようとする日の10日前までに調達事業部艦船調達官に1部提出する。また、提出後に内容を変更する場合は、原則として乗艦予定日の3日前までに調達事業部艦船調達官に1部修正し通知する。
- (3) 調達事業部艦船調達官は、第1号及び第2号の内容を確認し、当該艦船

に關係する地方防衛局長等（北海道防衛局長、北關東防衛局長、南關東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。以下同じ。）及び当該建造所担当者に通知する。

5 その他

- (1) 乗艦中の行動については、当該艦船に關係する地方防衛局及び建造所等の指示に従い、安全管理及び秘密保全を遵守すること。
- (2) 調達事業部艦船調達官は、乗艦の手續において、当該艦船に關係する地方防衛局長等から当該艦船の工程管理、品質管理及び試験内容並びに収容能力等により、制限等が発生する可能性があると判断した旨の連絡を受けた場合には、当該地方防衛局長等及び当該造船所と調整のうえ、第3項の該当者に調整結果を通知する。
- (3) 立入禁止区域への立入りを必要とする場合は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手續等に関する実施要領について（装装制第686号。27. 10. 1）に基づき別途事前に手續を行う。

別記様式

(係留中等・海上公試) 乗 艦 者 名 簿

発簡番号：

(年 月 日)

艦船名 (○ ○ ○)

所属課 (室)	階級	氏 名	目 的	立入禁止区域への立入 りを必要とする場合	乗 艦 区 分								備 考			
				立入通知日 又は許可日	係留中等	海 上 公 試										
						前日	／ ()				／ ()					
							行動				行動					
					夕	泊	朝	昼	夕	泊	朝	昼	夕	泊		

写送付先：地方防衛局長等

記 載 要 領 等

- 1 「(係留中等・海上公試)乗艦者名簿」については、乗艦目的に適合する項目を○で囲む。
なお、併用使用する場合は、両方を○で囲む。
- 2 目的欄には、乗艦目的をできるだけ具体的に記入すること。
- 3 立入禁止区域への立入りを必要とする場合は、秘密文書等の製作等の委託先の立入禁止区域への立入手続等に関する実施要領について(装装制第686号。27.10.1)に基づき通知又は許可された日付を記入すること。必要としない場合は、斜線を記入すること。
- 4 乗艦区分
- (1) 係留中等の場合 乗艦希望日時を記入し、「海上公試」を二重線で消すこと。
- (2) 海上公試の場合は、次の各号を記入し、「係留中等」を二重線で消すこと。
- ア 行動欄には、当日の試験回数及び出港場所及び入港場所を記入すること。
なお、3日以上乗艦する場合には、行動欄を適宜延長して作成すること。
- イ 朝、昼、夕、欄には、食事が必要となる場合、該当する箇所に「○」印を記入すること。
- ウ 泊欄には、宿泊する場合、該当する箇所に「○」印を記入すること。
- (3) 「係留中等」及び「海上公試」を併用する場合は、全て記入すること。

- 5 備考欄には、連絡先（電話及びFAX番号）及び服装及び靴等の準備を当該建造所に依頼する場合のサイズ等を記入すること。
（ただし、原則として各自用意すること。）
- 6 行動予定を変更する場合は、本別記様式の内容を見え消し修正（年月日は、修正日とする。）のうえ、調達事業部艦船調達官に通知（FAX可）すること。ただし、人員を追加する場合は、改めて本別記様式を提出すること。